

2016年10月17日

中央教育審議会初等中等教育分科会
教育課程企画特別部会主査 無藤 隆 様

文部科学省初等中等教育局教育課程課 御中

日本高等学校教職員組合

「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」に対する日高教意見

1. 検討の方向性及び意見発出の観点について

(1) 日高教意見発出の観点について

○審議のまとめについて、補完及び補強に資する観点にて発出。

(2) 第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性について

○基本的な方向性についてはおおむね賛成ではあるが、現状課題に対する視点、実施に向けた必要な方策等については、更なる検討及び記載を求めたい。あわせて、教職員及び関係者以外の方へ理解促進の観点での文章化を一層図られたい。

(3) 第2部 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性について

○理念や方向性等は共感するが、実施に向けた環境整備等の担保が不透明であり、特に高等学校段階における学校間、地域間における様々な格差の拡大が懸念されるのではないかとの認識を有しており、上記「1. (1)」と同様に実施に向けた方策等の検討をお願いしたい。

2. 「審議のまとめ」に対する意見

(1) 「はじめに」に対する意見

① 「初等中等教育」の説明について

○「教職員及び関係者」以外の人々の理解を促すために、『初等中等教育』の定義及び対象校種等を明示することを検討されたい。P 18～19にかけて記載されているが、基本的項目として、導入段階から示されたい。

② 「教職員及び関係者」の定義づけについて

○『教職員及び関係者』との記載に関する定義付けを、具体的に明示することを検討されたい。同様の記載が後述されているが、特に『関係者』という表現に関する受け取り方は読み手によって異なることが想定される。

(2) 「1. これまでの学習指導要領等改訂の経緯と子供たちの現状」に対する意見

① 「子供たちの現状と課題(P 4)」について

○教科書の文章が読み解けていない(P 5)ことは現状の課題であり、現指導要領にある言語活動の充実を継続するとともに、改めて母国語の正しい理解を促進する必要があることを記載されたい。

○SNSなどの普及によりコミュニケーションの取り方が偏り、言葉の正しい理解とともに相手の気持ちをくみ取ることも難しくなっている。画面上の文字のやりとりよりもface to faceといったコミュニケーションの在り方に関して記載されたい。

(3) 「2. 2030年の社会と子供たちの未来」に対する意見

① 「予測困難な時代に、一人一人が未来の創り手となる(P 7～)」について

○2020年から2030年までの間、特に東京オリンピック・パラリンピックが1つの大きな分岐点であり、終了前後から人口の減少、不動産価格の下落等々、大きな変動が予想される。そうした変化に対して、学校教育がその負託に応えるためには、教育に対する確固たる信念と、人材・人員の確保が不可欠であることを記載されたい。

○脚注20(P 7)の未来予測に対して、不安を抱き危惧する声も少なくない。SNSなどの普及とその利便性の裏に潜む危険性への対策、新たな事柄がいかにより便利なものであっても、それが人間を退化させる結果になることも考えられる。人が造り出したものに人が支配されてはならず、こういった議論も記載することを検討されたい。

○社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難(P 8)であり、それに対応しうる人材を育てるとともに、変わりゆく産業構造に合わせて必要な教育を施すことは大事である。あわせて、指導要領や計画そのものが、その対応に追われてはならないことを記載されたい。

(4) 「3. 子供たちに求められる資質・能力と教育課程の課題」に対する意見

① 「社会とのつながりや、各学校の特色づくりに向けた課題(P 14)」について

○『教育課程の基準である学習指導要領等』との記載がなされているが、より丁寧にそれぞれの意義及び関係性を説明されるか、注記等にて示されることが望ましい。

② 「学習評価や条件整備等との一体的改善・充実の必要性(P 16)」について

○一体的改善・充実の必要性については特段の異議はないが、その検討に資するためには、現状の課題について、校種別あるいは義務教育段階と、それ以外の教育段階での課題を多角的、かつ、深く掘り下げて記載されたい。

○特に、国段階の学習指導要領等と設置者である地方自治体、学校法人等との関係性などを財政保障等の観点から記載されたい。

(5) 『4. 学習指導要領等の枠組みの改善と「社会に開かれた教育課程」』に対する意見

① 『(1)「社会に開かれた教育課程」の実現(P 16)』について

○教育課程の実施について、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携(P 17)などが示されているが、そうした学びの必要性は認める一方で、教職員の時間外勤務、多忙に拍車をかける恐れもあるため、その活用が安易に拡大しないよう留意することなどの記載も検討されたい。

② 「(1)①学習指導要領等の枠組みの見直し(P 18)」について

○『「学びの地図」』としての枠組みづくりにおける『「学びの地図」』の意義について理解するが、それを基に実践させる指導における創意工夫や改善の取り組みについて記載がなされているが、現状における課題などを記載されたい。

○「学習指導要領等について、大綱的基準(P 19)」と示されているが、国(中教審又は文科省)としての根本的な考え方、あるいはそれを定めることの責務を記載するべきではないか。P 2の「前回改訂までの経緯」において、学習指導要領等に対する説明がなされているが、「はじめに(P 1)」において、具体的に記載することを検討されたい。

○「新しい学習指導要領等の考え方を共有するための、総則の抜本的改善(P 19)」において、「教育課程の改善の基本的な考え方が、教職員や関係者にわかりやすく情報発信され(P 20)」と示されているが、当該関係者について具体的な例示が必要ではないか。例えば、教職をめざす学生について、教職課程における習得の機会を設けることなどもしっかり記載されたい。

③『(1)②教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現(P 20)』について

○「学校評価との関係(P 23)」において、学校評価の営みについて、改善・充実させていくことが求められると明示されているが、現在の課題等があれば記載することも検討されたい。

○「教育課程の実施状況の把握(P 23)」において、教育課程の実施状況を定期的に把握していくことが求められると明示されているが、重要な論点と思われるため「PDCAサイクル」に言及するほか、より具体的な把握方法などについて記載されたい。

(6) 「5. 何ができるようになるか ―育成を目指す資質・能力―」に対する意見

①「(5) 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力(P 38)」について

○「健康・安全・食に関する資質・援助(P 41)」において、「個々の子供が抱える課題の解決に向けて指導・援助するカウンセリング(他においても(後述の8.)述べている)」の充実を明示されているが、具体的な対応者として、例えば、「専門性を有したスクールカウンセラーなどによる」等の記載を検討されたい。

(7) 「7. どのように学ぶか ―各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実―」に対する意見

①『創意工夫に基づく指導方法の不断の見直しと「授業研究」(P 44)』について

○「第2部 1. (4)で後述するとおり、今後は、特に高等学校において、義務教育までの成果を確実につなぎ」と明示されているが、特に公立高校においては、広域及び多くの中学校から生徒が入学しており、個々の生徒の学習状況にばらつきが見受けられるとともに、校種間の情報共有も十分にされていない状況にある。そうした状況が義務段階までの学習状況をつなぐための課題であることも記載されたい。

○学習成果を校種間で確実につなぐためにも、義務教育段階での学習内容、到達目標の明確化を行うとともに、学び直しなどの必要性と習熟度別学習の方策など具体的な対応についても記載されたい。

○校種間の情報共有に資する方策の必要性やその実施に向けた予算等の必要性についての記載も検討されたい。

② 『「深い学び」と「見方・考え方」(P 48)』について

○事例を示す際には、指導が固定化されないような工夫が必要であると記載されているが、失敗からは学ぶべきことが多くある。失敗事例も具体的に多く取り上げ、これからの指導に生かすべきとの記載を検討されたい。

③ 「発達の段階や子供の学習課題等に応じた学びの充実」(P 49)について

○「主体的・対話的な学び」の充実に向けて、学校図書館の役割に期待が高まっているとの記載がなされているが、『学校図書館』の有用性や環境充実に向けた観点での記載を、別途項目立てすることにより記載することを検討されたい。

○また、学校図書館機能の充実の観点において、学校司書や司書教諭など人的側面の必要性についての記載も検討されたい。

(8) 「8. 子供一人一人の発達をどのように支援するか ―子供の発達を踏まえた指導―」に対する意見

① 「教育課程全体を通じたインクルーシブ教育システムの構築を目指す特別支援教育(P 44)」について

○平成 30 年度から制度化される高等学校における通級による指導については、単位認定の在り方など制度の実施にあたり必要な事項を示すことが必要であるなどと明示されているが、制度の導入にあたっては、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成することが適当であると述べられており、これらによる教職員の業務量の増加などについても言及するとともに、「個に応じた指導を一層重視する」ためには、通級指導に関しても「教職員定数の改善」が必要であることを記載されたい。

(9) 「10. 実施するために何が必要か ―学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策―」に対する意見

① 「社会に開かれた教育課程」を実現するために追加すべき事項について

○教育課程の基準である学習指導要領等と校種別の関係性、国と地方自治体及び私学など学校法人等の関係性などにおける現状等について、分析や評価をするとともに、課題等も記載されたい。

例えば、公立高校段階にあっては国が教育課程基準を定めていたとしても、設置者である地方自治体において、様々に教育行政を司っている状況であり、特に財政的な側面をはじめとした学校経営環境は、義務教育段階と異なる状況が想定される。具体的には、学校経営マネジメントの観点における主幹教諭の配置状況(参考資料：表 1～4)などが挙げられる。

○学校外の教育環境との関係についても、把握し記載することなども必要な観点と認識される。例えば、私塾や学習塾などの都道府県別状況なども検討資料として記載することなども検討されたい。

② 『(2)「学習指導要領等の実施に必要な諸条件の整備」(P 61)』について

○「指導体制の整備・充実(P 62)」において、次期学習指導要領等における指導や業務のあり方に対応するため、必要な教職員定数の拡充を図ることが求められるとの記載があるとともに、注記における「次世代の学校指導体制の在り方について(最終まとめ)」の公表を示しているが、これらは義務教育段階に対するものであり、次期学習指

導要領改訂の大きな影響を受ける高校段階についての記載がなされておらず、高校段階についてももしっかり必要性を記載すべきである。

○高校段階について明示する場合、地方自治体における地方財政措置、私学助成制度にも言及することが必要であり、あわせて、前述した(7)①における学習指導要領等の関係についても、記載するなど検討されたい。

○ICT環境に関する記載(P 65)については、教職員の活用に関する能力向上はもちろんのことであるが、ICT機器の管理保守などについては、専門性を持ったスタッフや企業等に委託することなどを記載されたい。

(10) 「第2部 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性」に対する意見

① 「1. 各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続 (4) 高等学校 ③卒業に必要な単位数や教科・科目の構成等 ii)教科・科目の構成と標準単位数」における〔公民科〕について(P 100)

○共通必修履修科目については、現代社会の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論を、古今東西の知識蓄積を踏まえて習得するとともに、それらを活用して自立した主体として、他者と協働しつつ国家・社会の形成に参画し、持続可能な社会づくりに向けて必要な力を育む「公共(仮称)」を設定することと記載しているが(P 100)、『公共(仮称)』の設定理由について、これまでの「現代社会」との違いをより明確に示すとともに、主権者教育の観点も盛り込んだ記載とされたい。

② 「1. 各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続 (6) 学校段階の接続 ⑤高大接続について(P 113)

○高等学校教育の中にアクティブ・ラーニング(以下AL)の視点を取り入れることに異論はない。大学入学者選抜においても、高等学校教育を通じて育まれた生徒の力を多面的に捉えて評価していくための改革が進められている(P 113)ことは評価する。(しかし、ALの視点は時間をかけて育み、時間をかけて評価されるべきものと考ええる。)現在のスケジュールで行われる短期決戦のような大学入試には適していないと思われるので、そうした記載も検討されたい。

○記述式の試験についても、各大学で採点するなどの新たな観点での案が提示され、より良い入試制度に近づいていると考えられるが、大学側の負担増、個別学力試験との差別化など、越えるべき課題が少なくないことなどを記載されたい。

③ 「2. 各教科・科目等の内容の見直し (5) 高等学校の数学・理科にわたる探究的科目 ②新科目の概要 iv)教育環境の充実等について(P 179)

○「校内体制(P 179)」については、特に「理数探究(仮称)」の指導に当たっては、1クラスの生徒に対して複数の教員が協働して指導に当たることが不可欠であるとの記載があるが、1クラスに様々な探求テーマが設定されることが想定されるので複数の教員が指導に当たることは当然である。しかし、現状の教員配置では担當時数の問題等から難しいと考えられる。特に小規模校ではもともと理科教員の人数が少なく、あるいは教室の不足といったことも考えられるため、教員配置(小規模校:物・化・生・地の4人配置で1クラスを4~5人で指導、1クラスごと1名加配)と設備面の充実についての記載をされたい。

○「教員の養成・採用(P 180)」について、「教員採用において、理学や工学、農学等の博士号を有するものなど大学で自然科学に関する研究を行った経験を有するものを積極的に採用すること」との記載があるが、当該科目を担当する教員の免許教科の範囲を明らかにする必要がある。また、自治体によっては、各教科の教員採用が例年2～3名といった場合、ここに示されるような幅広い採用は難しいことが危惧されるため、こうしたことについての記載もされたい。

【参考資料】

表1：公立高校(全日制：本務者)・主幹教諭等配置状況【配置数上位5都道府県】(単位：人)

都道府県名	①校長	②副校長	③教頭	④主幹教諭	⑤(④÷①)
①東京都	168	186	0	963	5.73
②神奈川県	153	3	304	946	6.18
③大阪府	157	0	182	281	2.79
④兵庫県	144	0	167	271	1.88
⑤福岡県	115	31	127	254	2.21
【主幹教諭配置なし】	【20県】				
上位5都道府県以外小計	2,638	371	3,353	440	0.17
都道府県合計	3,375	591	4,133	3,158	0.94

※ 平成27年4月1日現在：学校基本調査から抽出し、日高教にて作成。

表2：公立特別支援学校(本務者)・主幹教諭配置状況【配置数上位5都道府県】(単位：人)

都道府県名	①校長	②副校長	③教頭	④主幹教諭	⑤(④÷①)
①東京都	62	103	0	343	5.53
②神奈川県	45	1	88	314	6.98
③大阪府	57	0	90	120	2.11
④兵庫県	44	0	67	119	2.70
⑤福岡県	41	7	54	64	1.56
【主幹教諭配置なし】	【24府県】				
上位5都道府県以外小計	703	132	1,097	249	0.35
都道府県合計	952	243	1,396	1,209	1.27

※ 平成27年4月1日現在：学校基本調査から抽出し、日高教にて作成。

表3：公立小学校(本務者)・主幹教諭等配置状況【配置数上位5都道府県(除く政令市)】(単位：人)

都道府県名	①校長	②副校長	③教頭	④主幹教諭	⑤(④÷①)
①神奈川県	853	0	857	3,058	3.58
②東京都	1,271	1,319	0	2,456	1.93
③兵庫県	766	0	766	1,341	1.75
④福岡県	735	16	736	664	0.90
⑤大阪府	994	15	1,009	608	0.61
【主幹教諭配置なし】	【12県】				
上位5都道府県以外小計	15,134	415	15,224	1,355	0.09
都道府県合計	17,042	1,730	15,631	6,328	0.37

※ 平成27年4月1日現在：学校基本調査から抽出し、日高教にて作成。

表4：中学校(本務者)・主幹教諭等配置状況【配置数上位5都道府県(除く政令市)】 (単位：人)

都道府県名	①校長	②副校長	③教頭	④主幹教諭	⑤(④÷①)
①神奈川県	409	0	413	1,922	4.70
②東京都	617	631	0	1,755	2.84
③兵庫県	342	0	348	766	2.27
④福岡県	327	10	354	519	1.59
⑤大阪府	463	9	480	392	0.85
【主幹教諭配置なし】	【12県】				
上位5都道府県以外小計	7,105	263	7,578	1,068	0.15
都道府県合計	9,263	913	9,173	6,432	0.69

※ 平成27年4月1日現在：学校基本調査から抽出し、日高教にて作成。

以上